

会議・打合せ等記録

市長	副市長	部長	次長	課長等	補佐	係長等	担当

報告日：令和2年10月16日

名称	令和2年度鹿沼市消費生活市民会議
日時	令和2年10月7日（木） 午前10時00分～11時00分
場所	菊沢コミュニティセンター第2会議室
出席者	佐藤市長 委員）高橋きみえ、大出ヨシ、落合一江、上澤孝重、若林実、野澤和雄、佐伯祐子、石川さやか、阿部秀実、北林雪枝、袖山稔久 計11名（※敬称略） 生活課）鈴木課長、倉持係長、石川主事 消費生活センター）大木主査、向井相談員
内容及び結果等	<p>○開 会</p> <p>○挨拶 市長（挨拶終了後、市長退席）</p> <p>○委員紹介</p> <p>○会長・副会長の改選</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落合委員より、「前任と同じ方をお願いできないか」との発言 ⇒了承 会長：佐伯 祐子委員 副会長：大出 ヨシ委員 ・佐伯会長、大出副会長より挨拶 <p>○議事</p> <p>1. 令和元年度消費者行政実施報告及び決算について（説明者：石川）</p> <p>○（資料 P4 ⑥消費者団体による啓発について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体連絡協議会の構成団体と加入者の合計人数について教えてほしい。（上澤委員） →令和元年度は3団体（鹿沼くらしの会、エコネットかぬま、鹿沼市農村生活研究グループ協議会）で活動していたが、令和2年度は鹿沼くらしの会が解散により脱退したため、2団体（エコネットかぬま：38名、鹿沼市農村生活研究グループ協議会：39名）の70～80名で活動している。（事務局） ○（資料 P4(3)特殊詐欺対策電話機等購入費補助制度について） ・説明の中で昨年度、申請者に対してアンケートを実施したとのことであるが、アンケートの内容の詳細について教えてほしい。（石川委員） →「電話機を設置前と設置後にそれぞれ詐欺と思われる電話を受けたか」等、設置前後の変化や、設置後の率直な感想等について聞き取りした。（事務局） ・設置後に詐欺と思われる電話を受けたという方は全くなくなったのか。 →大幅に減少している。（事務局）

会議・打合せ等記録

市長	副市長	部長	次長	課長等	補佐	係長等	担当

- （資料 P5 令和元年度消費者行政決算の消費生活相談員報酬について）
 - ・説明の中で、昨年度 2 名が年度途中で退職したとのことであるが、その後新たに相談員を採用したのか。また、相談件数は年々減少しているが、相談員の人数は適正なのか。少し減らしても対応可能なのか。（石川委員）
 - 日額相談員 2 名が退職したため、月額相談員を昨年 11 月から採用し、現在は月額相談員 4 名体制で運営している。
 - また、相談員の適正人数については、業務上、常に研修が必須ということを考えてみると、複数の相談員が同日に研修受講で不在になったとしても、最低 2 名は相談体制に入れる体制を維持したいため、4 名が適正と考えている。（事務局）

- （資料 P4(3)特殊詐欺対策電話機等購入費補助制度について）
 - ・想定より申請者が上回ったとのことであるが、申請者全てに助成できたのか。また、この補助制度は今後も継続予定なのか。（阿部委員）
 - 昨年度の申請者全てに補助金を支払っている。補助制度については 3 カ年計画で昨年からは開始し、来年度までは継続の予定である。（事務局）

- 2. 令和 2 年度消費者行政実施計画（案）及び予算について（説明者：石川）**
 - （P6(3)特殊詐欺対策電話機等購入費補助制度について）
 - ・予算の上限はあるのか。（落合委員）
 - 今年度は 400,000 円の予算をとっている。（資料 P7 記載）（事務局）
 - ・申請は本人以外からの家族や第三者（自治会長等）の申請か可能なのか。また、市の広報誌やホームページも閲覧できないような、孤立した高齢者への制度の周知はどのように対応しているのか。（落合委員）
 - 当初から、委任状を提出してもらえれば、家族等の第三者からの申請は可能である。また、制度を知らない方に対しての周知については、市内の家電量販店にて本制度を積極的に周知していただき、「電気屋から聞いた」と申請に来られる方は多い。（事務局）

 - ・本項目→承認

会議・打合せ等記録

市長	副市長	部長	次長	課長等	補佐	係長等	担当

	<p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の消費者啓発ボランティアは年々高齢化し、活動者が減少しているが、今後、市で啓発ボランティアの養成講座等の実施は予定しているか。(上澤委員) →現時点では、市が主催する講座等は予定していない。県で消費生活に関する普及啓発活動できる啓発リーダーの養成講座を毎年開講しているので、そちらを案内している。(事務局) 消費生活相談は、精神的負荷のかかる仕事だと思うが、相談員の心のケアについてはどのように対応しているか。(大出委員) →県で実施している相談員向けのメンタルヘルスケアに関する研修の参加支援等を行っている。また課内でも、注視するようにしている。(事務局) 	
	○その他	報酬について (事務局)
	○閉会	
配布資料	別添のとおり	
記録者	生活課市民生活係 石川	
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に基づく審議会等の公開状況 (該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要)		
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開	(公開の場合) 傍聴人数 0人